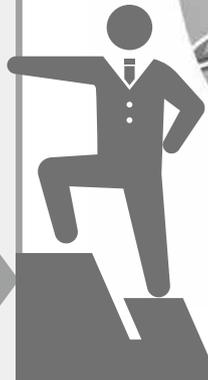


チャレンジ!! 組合士

組合の力を
さらに伸ばすために!

検定試験を受けて組合士になろう!!



8

12月

1
sun

- 受験資格 特になし
ただし、組合士として認定されるには組合費での
資格取得が必要です。
- 試験科目 組合会計 組合制度 組合運営
- 試験日 令和元年12月1日(日)
- 試験地 札幌・青森・仙台・秋田・岡山・さいたま・東京・
長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・
山口・徳島・福岡・長崎・大分・鹿児島・那覇
- 願書受付期間 令和元年9月2日(月)~10月15日(火)
- 受験料 5,000円(一部科目免除者は3,000円)
- お問い合わせ先 お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道
府県中小企業団体中央会または全国中小企業
団体中央会(TEL.03-3523-4907)までお問い
合わせください。

組合士

主催/ 全国中小企業団体中央会

後援/ 中小企業庁

協力/ 都道府県中小企業団体中央会

あなたも組合士

(平成30年度中小企業組合検定試験「組合運営第3問より抜粋)

次に掲げた文章のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

1. 理事会で議案の採決を行ったところ、可否同数であったことから理事長が最終決定を行った。
2. A理事が代表を務める会社の取締役総務部長がA理事の委任状を持参して理事会会場を訪れたが、理事には代理出席が認められないので出席を認めなかった。
3. 理事は組合運営に対して連帯責任があることから、総会議事録には欠席した理事の氏名も含めて記載した。
4. 組合員の全員の同意が得られたので、総会招集手続きを省略して総会を開催した。
5. 組合の加入申出者に対して共同施設の稼働能力を理由に加入を拒否した。
6. 脱退した組合員への払い戻しに際して、組合員の未収賦課金を控除して払い戻しを行った。
7. 卸売業者を組合員とする協同組合で共同仕入事業を実施していたが、さらに共同のメリットを拡大するために共同仕入した物品を対象に共同販売事業を開始した。
8. 組合員から会計帳簿の閲覧を求められたが、組合運営上、支障が生じるおそれがあったことから拒否した。

★組合士の受験に関するお問い合わせは、中央会企画情報課まで気軽にどうぞ!

★解答は、10ページをご覧ください。